

四條畷市農業委員会議事録

開催 令和8年8月6日

四條畷市農業委員会議事録

令和8年8月6日(木)午後1時30分

四條畷市市民総合センター 3階視聴覚室にて開催

1 本日の出席委員

会 長	西尾 秀文
委 員	南野 靖博、西川 一也、若松 聖子、土井 一憲、吉田 宏、 岡嶋 祐之、南畑 猛志、西川 徹、林 秀一、八上 博孝、 上田 育代、北河 耕治、小林 克重

2 本日の欠席委員

なし

3 本日の事務局職員

事務局主査	衣笠 航平
事務局書記	松永 悠汰
事務局書記	波田 拳史郎

4 本日の議案

- 日程第1 [議案第3号] 農地法第3条の規定による許可申請の件
- 日程第2 [議案第4号] 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出処理報告の件
- 日程第3 [議案第5号] 相続税納税猶予に関する適格者証明願の件
- 日程第4 [議案第6号] 相続税納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付報告の件
- 日程第5 [議案第7号] 相続税の納税猶予に係る引き続き特定貸付を行っている旨の証明書交付報告の件

5 本日の資料 現地写真

議長

午後1時30分開会を宣言。
ただいまから農業委員会定例総会をはじめます。
本日は全員出席です。
本日の議事録署名者には、土井 一憲委員と吉田 宏委員のお二人にお願いしたいと思います。よろしくお願い致します。
それでは議案に基づきまして協議にはいりたいと思いますので、円滑な会議の進行にご協力いただきますよう、最後までよろしくお願い致します。
(四條畷市農業委員会規則第9条の規定により会議成立)

日程第1

議案第3号

農地法第3条許可申請

議長
事務局主査

議案第3号につきまして、事務局より説明をお願いします。
議案朗読。
それでは、ご説明いたします。
農地法第3条とは農地を農地として使用するために、所有権を移転したり、農地を貸し借りする場合に必要な許可になり、この申請書が提出されますと譲受人が適正に農地を管理できるかどうかを判断することになります。番号1の場所については、位置図No1をご覧ください。
大字上田原1103は、仙女橋の南側付近で、現況は前方モニターのとおりです。
譲受人は15年程度農業経験があり、耕うん機も1台保有しております。農業経験豊富であり、今回農業経営拡大を図るべく、賃貸借権の設定に至ったもので、たまねぎの他多品種にわたり野菜の栽培を行う予定です。
なお、7月30日(木)午後2時00分から地区農業委員の西尾会長と小林委員と現地立会い調査を行いました。
事務局からの説明は以上でございます。

議長

ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見ご質問はありませんか。

林委員
事務局主査

ここは、先日の大雨で土砂が流入した場所か？
被害が大きかった場所は別となりますが、この農地も一部土砂の流入があった農地となります。

林委員

現況見る限り耕作放棄地に近い状況に見受けられるが、今後も耕作は可能なのか。

事務局主査

実際には、2か月ほど前に草刈りを行っていましたが、昨今の天候により改めて草が伸びている状況です。

林委員
事務局主査

土砂の流入があったのであれば、耕作難しい可能性もあるのではないかと。一部、隣の山から土の流入はありましたが、耕作に影響が出るほどのものではなく、今後も耕作は可能であると判断しております。

議長
全委員
議長

他に質問はありますか。
なし。
ないようですので、この件については委員会決定と致します。

日程第2

議案第4号

農地法第5条第1項第6号 農地転用届出

議長
事務局主査

議案第4号につきまして、事務局より説明をお願いします。
議案朗読。
それでは、ご説明いたします。農地法第5条の届出とは所有者を変更し、田や畑を宅地や雑種地などに転用するときに必要な届出になり、この許可を行わないと、登記簿の地目を変更することができません。
市街化調整区域では大阪府の許可が必要になりますが、今回は市街化区域のため、許可ではなく、農業委員会への届出になります。
番号1の場所については、位置図No2、3をご覧ください。

蓐屋本町227番1、230番は堀溝小学校の北東付近、西中野2丁目396番1は岡部保育所の南西側付近で、現況はスクリーンのとおりで、転用目的は住宅の建築となっております。なお、地区農業委員の八上委員と相談の上、現地調査は不要といたしました。

事務局からの説明は以上でございます。

議長 ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見ご質問はありませんか。

全委員 なし。

議長 ないようですので、この件については委員会報告と致します。

日程第3 議案第5号

相続税の納税猶予に係る適格者証明願

議長 議案第5号につきまして、事務局より説明をお願いします。

事務局主査 議案朗読。

それでは、ご説明いたします。この証明書は相続税の納税猶予を初めて受けるために税務署に提出するものであり、水稻や畑として耕作されているかを確認し、証明するものでございます。

番号1の場所については、位置図No4をご覧ください。

岡山東3丁目959番、960番は新聞池の北西付近で、現況は、スクリーンのとおりで、耕作されていることが確認できております。

なお、7月28日午後3時30分より地区農業委員の林委員と現地調査を行いました。

事務局からの説明は、以上でございます。

議長 ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見ご質問はありませんか。

林委員 この案件は、前区長のご子息が農地を受け継いだもので、今後も農業に従事する予定です。最近もこの猛暑の中、朝から草刈りに励んでいる姿をよく見かけます。

事務局主査 林委員、補足の説明いただきありがとうございます。

議長 何か質問はございますか。

全委員 なし。

議長 ないようですので、この件については委員会決定と致します。

日程第4 議案第6号

相続税納税猶予に係る引き農業経営の証明

議長 議案第6号につきまして、事務局より説明をお願いします。

事務局主査 議案朗読。

それでは、ご説明いたします。この証明書は相続税の納税猶予を受けておられる田・畑の所有者が3年に1回税務署に提出する書類であり、引き続き相続税の納税猶予を受けるために農業経営を行っているかを確認し、証明するものです。

番号1の場所については、位置図No5をご覧ください。

大字下田原1082他3筆は下田原集会所の南側、下田原第2集会所の

東側付近で、現況はスクリーンのとおり、耕作されていることが確認できたため、証明書を交付いたしました。

事務局からの説明は、以上でございます。

議長 ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見ご質問はありませんか。

吉田委員 すみません。この案件は相続税が支払われないまま相続がされるという案件という認識でよいですか。

事務局主査 相続税は相続した際に支払うものになりますが、農地につきましては、今後未来永劫営農することを条件に相続税の納税を猶予する制度となります。あくまで、廃止するわけではなく、猶予する制度でありますので、万が一営農を継続できないとなった場合は、条件の不履行ということになってしまうので、そのタイミングで相続税を支払わないといけないこととなります。さらに加えて、当初の納税時期から今回支払わないといけないとなったタイミングまでの期間に対して利子税の支払いがプラスで発生することとなります。そのため、農業委員会では、前方のモニターのように、納税猶予を受けている農地において、野菜や水稻の営農がしっかりと行なわれているかどうかを確認し、税務署への提出書類として交付するという案件となります。

八上委員 これはいつ頃写真を撮ったのか。

事務局主査 6月22日に写真を撮っております。

吉田委員 今の話ですと、耕作放棄地になれば、その時点で納税の義務が発生するということか。

事務局主査 耕作放棄地の捉え方になってきますが、いわゆる木や竹が生えているような明らかに今後耕作するのが難しいという状況であれば、お示しのとおりとなります。しかし、農地の状況によっては、少し休ませる場合もあるため、しっかりと草刈り等のメンテナンスを行われていて、すぐに営農を再開することができる状態であれば自己保全がなされていると捉え、交付を行っております。

吉田委員 この案件どうのこうのではなく、制度としての一般的な情報として気になりました。

西川委員 例えば、この農地のうち1/3だけ田んぼやってますというような状況でも問題ないのか。

事務局主査 先ほどの第5号議案の適格者証明の案件の議案書をご覧ください。ここに面積の記載があるかと思います。納税猶予の面積を決定するのはこの手続きのときとなります。そのため、適格者証明のタイミングで1/3の面積のみ申告していた場合は、先ほどのような1/3のみ田んぼ行っているケースも問題ないのです。ただし、適格者証明の段階で全面積を計上していたが、実態として1/3しか田んぼを行っていないというケースでは、納税猶予の対象の面積を減らすなどの手続きが必要となってきます。

八上委員 当初全面積で計上してて、実際に1/3田んぼ、残りの2/3を保全管理している場合は問題ないという認識でいいですかね。

事務局主査 状況にはよりますが、基本的な考え方としてはその認識でよいかと思います。

林委員 2割じゃないのか。

事務局主査 今、例として1/3というお話がありましたので、その数字で説明いたしましたが、林委員お示しのとおり、基本的には2割という考え方を持っていただけですと幸いです。具体的には、相続税の納税猶予の適格者証明の際に申告した面積から2割以上減ってしまいますと、申告した面積全て

議長
全委員
議長

が納税猶予から外れてしまうということになります。
他に質問はございますか。
なし。
ないようですので、この件については委員会報告と致します。

日程第5

議案第7号

相続税の納税猶予に係る引き続き特定貸付を行っている旨の証明書 交付報告の件

議長
事務局主査

議案第7号につきまして、事務局より説明をお願いします。
議案朗読。それでは、ご説明いたします。
この証明書は相続税の納税猶予を受けておられる田・畑の所有者が認定農業者に対して貸し付けた場合でも引き続き相続税の納税猶予を受けのために特定貸付を継続しているかを確認し、証明するものです。番号1の場所については、位置図No6をご覧ください。
大字下田原1134他2筆は下田原第2集会所の東側付近でございます。それぞれ、貸付期間は令和5年11月1日から令和22年10月31日の17年間となっており、現時点においても貸付は継続しているため証明書を交付いたしました。

議長

事務局からの説明は、以上でございます。
ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見ご質問はありませんか。

林委員
事務局主査
林委員
事務局主査

これはさっきの議案6号と同じですかね。
そうですね。1筆のみ減ってますが、先ほどと変わらない場所です。
これは法人か何かに貸してるやつかな。
そうです。下田原地区のほ場整備事業の兼ね合いで、合同会社に貸し付けをおこなっているものです。

林委員

3年ごとに手続きをしなくても15年間は有効になるのか。それとも3年ごとに手続きを行わなければならないのか。

事務局主査

納税猶予の特定貸付けの内容の手続きにおきましては、3年ごとに手続きを行っていただく必要がございます。そのため、農業経営の手続きを行っていただくタイミングでこの特定貸付けも同時に手続き行っていただくのが一般的です。

議長
全委員
議長

他に質問はございますか。
なし。
ないようですので、この件については委員会報告と致します。

以上、本日の案件はすべて終了致しました。本日の農業委員会定例総会
はこれをもちまして閉会とします。

午後2時00分閉会

以上、議事録の記載に相違がないことを証するため、署名する。

令和 年 月 日 (議 長) 会 長

令和 年 月 日 委 員

令和 年 月 日 委 員

令和 年 月 日 書 記